

【協議事項】

三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱の制定について

1 概要

改正道路運送法の施行に伴い、令和5年10月1日以降、運賃等の協議を行う際は、地域公共交通会議ではなく、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において、協議を行うこととされました。

そのため、「三条市地域公共交通協議会」の分科会として、事業者別に「運賃協議分科会」を設置するため、新たに「三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱」を制定します。

※道路運送法の改正及び運賃協議分科会の設置イメージについては、別紙「一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について」（国土交通省資料）及び別紙「運賃協議分科会の設置イメージについて」を御参照ください。

<運賃協議分科会 構成（案）>

構成員	法律上の構成員
三条市市民部長（会長）	市町村
（協議する路線等によって必要な事業者を構成員とする。）	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
北陸信越運輸局新潟運輸支局 首席運輸企画専門官	地方運輸局長
地域公共交通の利用者（三条地区・栄地区・下田地区）のうち、関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者	市町村長が住民意見を代表するものとして指名する者

2 運賃協議分科会の開催予定

新飯田線について、令和6年6月1日（土）から運行事業者を新潟交通観光バス会社からウエスト観光バス株式会社に変更することに伴い、運賃等について、協議が必要であることから運賃協議分科会を開催する予定です。

【想定スケジュール】

時期	対応
4月22日（月）～ 4月26日（金）	三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要綱の制定について、三条市地域公共交通協議会に協議（三条市公共交通協議会規約第13条）
4月30日（火）～ 5月8日（水）	利用者等の意見を反映するため、運賃等の案を三条市ホームページに掲載し、意見を求める。（道路運送法第9条第6項）
5月10日（金）	運賃の協議のため、三条市地域公共交通協議会運賃協議分科会を開催